

掛川市条例第26号

掛川市森の都ならこの里条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月1日

掛川市長

(別紙)

掛川市森の都ならここの里条例の一部を改正する条例

掛川市森の都ならここの里条例（平成17年掛川市条例第117号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（ならここの里の施設）</p> <p>第3条 ならここの里の施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 工作室</u></p> <p><u>(6) 林業協業活動拠点施設</u></p> <p><u>(7) 温泉会館</u></p> <p><u>(8) コインシャワー</u></p> <p><u>(9) 森林科学館</u></p> <p><u>(10) 広場</u></p> <p><u>(11) 管理棟</u></p> <p><u>(12) 前各号に掲げる施設に附帯する施設</u> (利用料金)</p> <p>第9条</p> <p>第3条第1号から第8号までに掲げる施設を使用する者は、指定管理者に対し、当該施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p><u>2</u> 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>3</u> 利用料金の額は、<u>別表</u>に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p>	<p>（ならここの里の施設）</p> <p>第3条 ならここの里の施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 林業協業活動拠点施設</u></p> <p><u>(6) 温泉会館</u></p> <p><u>(7) コインシャワー</u></p> <p><u>(8) 森林科学館</u></p> <p><u>(9) 広場</u></p> <p><u>(10) 管理棟</u></p> <p><u>(11) 前各号に掲げる施設に附帯する施設</u> (利用料金)</p> <p>第9条 <u>ならここの里の施設（第3条第6号及び第7号を除く。）に入場しようとする者は、指定管理者に対し、ならここの里の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</u></p> <p><u>2</u> 第3条第1号から第7号までに掲げる施設を使用する者は、指定管理者に対し、当該施設の利用料金を支払わなければならない。</p> <p><u>3</u> 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>4</u> 利用料金の額は、<u>第1項の利用料金にあっては別表第1に定める金額の範囲内において、第2項の利用料金にあっては別表第2及び別表第3に定める金額の範囲内において、</u>あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p>

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。	5 利用料金は、指定管理者の収入とする。
----------------------	----------------------

別表を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

区	分	単 位	金 額
入場に係る利用料金	中学生 以上	1人 宿泊 (連泊時も一律)	500円
		1人 日帰り	250円
	3歳以上小学生以下		150円

備考

- 「中学生」とは、中学校に在学する生徒又はこれに準ずる者をいう。
- 「小学生」とは、小学校に在学する児童又はこれに準ずる者をいう。

別表第1の次に次の2表を加える。

別表第2（第9条関係）

区		分	単 位	金 額			
				繁忙期	土曜・日曜・祝日 (繁忙期を除く。)	平日 (繁忙期を除く。)	
バン ガ ロ ー	S棟	宿泊	1棟1泊	7,500円	6,700円	4,800円	
		日帰り	1棟1日	5,200円	4,600円	3,300円	
	A棟	ウッドデッキなし	宿泊	1棟1泊	6,000円	5,400円	3,800円
			日帰り	1棟1日	4,200円	3,700円	2,600円
		ウッドデッキ付き	宿泊	1棟1泊	8,500円	7,600円	5,400円
			日帰り	1棟1日	5,900円	5,300円	3,700円
	C棟	宿泊	1棟1泊	9,000円	8,100円	5,700円	
		日帰り	1棟1日	6,300円	5,600円	4,000円	
	K棟	宿泊	1棟1泊	11,000円	9,900円	7,000円	
		日帰り	1棟1日	7,700円	6,900円	4,900円	
N棟	宿泊	1棟1泊	4,700円	4,200円	3,000円		
	日帰り	1棟1日	3,200円	2,800円	2,000円		
キ ャ ン プ サ イ ト	フ リ ー サ イ ト	中学生以上（車両 2.5m×5.5m以下）	宿泊	1人	1,250円	1,000円	
			日帰り		800円	700円	
		中学生以上（車両3 m×7m以下）	宿泊		3,600円	2,800円	
			日帰り		2,500円	1,900円	
		中学生以上（車両4 m×9m以下）	宿泊		6,100円	4,800円	
			日帰り		4,200円	3,300円	
	3歳以上小学生以下	宿泊	500円				
		日帰り	300円				
	林間区画サイト	宿泊	1区画1泊	4,000円	3,600円	2,500円	
		日帰り	1区画1日	2,800円	2,500円	1,700円	
	AC電源付サイト	宿泊	1区画1泊	5,500円	4,900円	3,500円	
		日帰り	1区画1日	3,800円	3,400円	2,400円	
	コテージ（12人以下）			1棟1泊	24,000円	21,600円	15,300円
	テニスコート			1面1時間	300円		
林業協業 活動拠点 施設	大会議室 和室（16畳） 和室（14畳）	午前	1部屋	2,930円			
		午後		2,930円			
		夜間		2,930円			
		1泊		10,470円			
	料理実習室		半日	2,930円			

備考

- 1 「中学生」とは、中学校に在学する生徒又はこれに準ずる者をいう。
- 2 「小学生」とは、小学校に在学する児童又はこれに準ずる者をいう。
- 3 「繁忙期」とは、年末年始その他繁忙期として規則で定める期間をいう。
- 4 バンガローには、普通乗用自動車以下の車両1台の駐車スペースを含む。
- 5 林間区画サイト及びAC電源付サイトには、区画サイトに収納可能な車両1台の駐車スペースを含む。
- 6 コテージには、区画サイトに収納可能な車両2台の駐車スペースを含む。
- 7 学校その他規則で定める施設が、教育課程の一環として使用する場合における利用料金の額は、この表に掲げる利用料金の額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）とする。

別表第3（第9条関係）

区 分		単 位	金 額
温泉会館	中学生以上	1人1回	700円
	3歳以上小学生以下		300円
回数券		11枚綴り	7,000円
コインシャワー	小学生以上	1人1回	100円

備考

- 1 「中学生」とは、中学校に在学する生徒又はこれに準ずる者をいう。
- 2 「小学生」とは、小学校に在学する児童又はこれに準ずる者をいう。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の掛川市森の都ならここの里条例の規定は、施行日以後における利用料金について適用し、施行日前における利用料金については、なお従前の例による。